



# 山形県公報

平成19年6月15日(金)  
第1849号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                              |                   |     |
|----------------------------------------------|-------------------|-----|
| 鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催.....                       | (みどり自然課) ...      | 956 |
| 同.....                                       | (同) ...           | 同   |
| 特別保護地区の指定に係る公聴会の開催.....                      | (同) ...           | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                       | (健康福祉企画課) ...     | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                    | (同) ...           | 957 |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....                    | (同) ...           | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                       | (同) ...           | 958 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                    | (同) ...           | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....                    | (同) ...           | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....                    | (同) ...           | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                          | (村山総合支庁福祉企画課) ... | 960 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....             | (同) ...           | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                  | (同) ...           | 961 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                          | (同) ...           | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....             | (同) ...           | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....                  | (同) ...           | 962 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                        | (同) ...           | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....           | (同) ...           | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                | (同) ...           | 963 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....             | (同) ...           | 同   |
| 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....                 | (同) ...           | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る<br>事業の廃止..... | (同) ...           | 964 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....              | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                           | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....                       | (同) ...           | 965 |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則..... | 同 |
|--------------------------------|---|

### 公 告

|                            |                     |     |
|----------------------------|---------------------|-----|
| 社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況..... | (管財課) ...           | 977 |
| 平成19年度毒物劇物取扱者試験の実施.....    | (保健業務課) ...         | 同   |
| 平成19年度職業訓練指導員試験の実施.....    | (雇用労政課) ...         | 978 |
| 一般競争入札の公告.....             | (村山総合支庁家畜保健衛生課) ... | 同   |

## 告 示

## 山形県告示第629号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 日 時                    | 場 所   | 公聴会において聴こうとする案件                                          |
|------------------------|-------|----------------------------------------------------------|
| 平成19年7月12日(木)<br>午前10時 | 白鷹町役場 | 西置賜郡白鷹町の区域内に、平成19年11月1日から平成29年10月31日までの期間、愛染峠鳥獣保護区を指定する件 |

## 山形県告示第630号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 日 時                      | 場 所         | 公聴会において聴こうとする案件                                                 |
|--------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 平成19年7月12日(木)<br>午後1時30分 | おぐに開発総合センター | 西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の区域内に、平成19年11月1日から平成29年10月31日までの期間、飯豊山鳥獣保護区を指定する件 |

## 山形県告示第631号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 日 時                   | 場 所         | 公聴会において聴こうとする案件                                                |
|-----------------------|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 平成19年7月12日(木)<br>午後2時 | おぐに開発総合センター | 西置賜郡小国町の区域内に、平成19年11月1日から平成29年10月31日までの期間、飯豊山鳥獣保護区特別保護地区を指定する件 |

## 山形県告示第632号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-----------|
| 近藤皮ふ科クリニック        | 長井市高野町一丁目4番14号-1    | 平成19.4.1  |

|         |                |       |
|---------|----------------|-------|
| 齋藤眼科医院  | 同 ままの上1番16号    | 同     |
| 沢村クリニック | 山形市東原町四丁目16番7号 | 同     |
| 安孫子皮ふ科  | 酒田市亀ヶ崎七丁目1番5号  | 同 4.2 |
| 影沢内科医院  | 同 砂越字粕町100番地   | 同     |

## 山形県告示第633号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地             | 廃止年月日      |
|----------------|------------------------|------------|
| 河越医院           | 東根市大字東根甲628番地          | 平成18.10.21 |
| 近藤皮ふ科クリニック     | 長井市高野町一丁目4番14号-1       | 平成19.3.31  |
| 齋藤眼科医院         | 同 ままの上1番16号            | 同          |
| 沢村クリニック        | 山形市東原町四丁目16番7号         | 同          |
| 安孫子皮ふ科         | 酒田市亀ヶ崎七丁目1番5号          | 同          |
| ひかり薬局          | 同 二丁目4番35号             | 同          |
| 影沢内科医院         | 同 砂越字粕町100番地           | 同          |
| おきたま調剤薬局公立病院前店 | 東置賜郡川西町大字西大塚字横道1371番地5 | 同          |
| すみれ調剤薬局済生館前店   | 山形市七日町一丁目4番54号         | 同 4.15     |

## 山形県告示第634号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 休止年月日    |
|-----------|---------------|----------|
| 酒田市平田診療所  | 酒田市飛鳥字契約場35番地 | 平成19.5.1 |

## 山形県告示第635号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び訪問看護ステーションの名称 | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関及び訪問看護ステーションの所在地 | 指定年月日     |
|-----------------------|------------------|------------------------|-----------|
| 株式会社サン十字訪問入浴介護サービス高畠  | 介護予防訪問入浴介護       | 東置賜郡高畠町大字高畠550番地1      | 平成19.3.22 |
| 蔵王地域包括支援センター          | 介護予防支援           | 山形市蔵王半郷字石高79番地7        | 同 4.1     |
| 株式会社なの花介護サービス         | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 上山市美咲町一丁目4番17号         | 同 4.11    |
| 米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター  | 介護予防支援           | 米沢市西大通一丁目5番60号         | 同 5.1     |
| 訪問看護すずらん              | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 酒田市上安町三丁目7番12          | 同         |

## 山形県告示第636号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 廃止年月日     |
|----------------------|---------------|-----------------------|-----------|
| まほろば荘居宅介護支援事業所       | 居宅介護支援        | 東置賜郡高畠町大字福沢677番地の1    | 平成19.3.31 |
| ほなみケアセンター高畠          | 訪問介護          | 同 大字高畠521番地3          | 同         |

## 山形県告示第637号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 休止年月日     |
|----------------------|---------------|-----------------------|-----------|
| 明幸園中央ケアプランセンター       | 居宅介護支援        | 天童市東本町一丁目9番20号 コアビル内  | 平成19.3.31 |

## 山形県告示第638号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
居宅介護支援センターみすぎ荘  
最上郡金山町大字金山字荒屋829の1

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |                | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|----------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後          |            |
| 在宅介護支援センターみすぎ荘    | 居宅介護支援センターみすぎ荘 | 平成19. 4. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンターこあら  
酒田市こあら二丁目5番2号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |              | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|--------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後        |            |
| アイリスケアセンターこあら     | ニチイケアセンターこあら | 平成19. 4. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター酒田  
酒田市中町一丁目13番15号本立ビル1F

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |             | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|-------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後       |            |
| アイリスケアセンター酒田      | ニチイケアセンター酒田 | 平成19. 4. 1 |

## 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター酒田みずほ  
酒田市亀ヶ崎三丁目5番55号

## (2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |                | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|----------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後          |            |
| アイリスケアセンター酒田みずほ   | ニチイケアセンター酒田みずほ | 平成19. 4. 1 |

## 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター東泉  
酒田市東泉町五丁目8番10号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |             | 変更年月日      |
|--------------|-------------|------------|
| 変更前          | 変更後         |            |
| アイリスケアセンター東泉 | ニチイケアセンター東泉 | 平成19. 4. 1 |

## 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター村山  
村山市楯岡五日町16番15号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |             | 変更年月日      |
|--------------|-------------|------------|
| 変更前          | 変更後         |            |
| アイリスケアセンター村山 | ニチイケアセンター村山 | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第639号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社東北福祉サービス<br>天童市大字清池38番地3      | 宅老所だるまの家<br>東村山郡中山町大字向新田401番地     | 通所介護      | 平成19. 5. 10 |
| 社会福祉法人上山市社会福祉協議会<br>上山市石崎一丁目7番68号 | 上山市社会福祉協議会デイサービスはやま<br>上山市葉山5番70号 | 通所介護      | 同           |
| 医療法人社団笠原整形外科<br>東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 複合介護健康施設しらかば<br>東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 短期入所生活介護  | 同 5. 28     |

## 山形県告示第640号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                          | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地                    |                   | 変更年月日       |
|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------------|-------------|
|                                              |           | 変更前                            | 変更後               |             |
| 特定非営利活動法人あい<br>在宅福祉サービス<br>山形市旅籠町三丁目5番<br>1号 | 訪問介護      | あい訪問介護事業所<br>山形市七日町三丁目1番<br>9号 |                   | 平成19. 2. 19 |
|                                              |           |                                | 山形市旅籠町三丁目5番<br>1号 |             |

|                                  |              |                      |                   |   |      |
|----------------------------------|--------------|----------------------|-------------------|---|------|
| 株式会社多田木工製作所<br>天童市一日町四丁目2番<br>3号 | 福祉用具貸<br>与   | 株式会社多田木工製作所ウエルランド山形店 |                   | 同 | 5.16 |
|                                  |              | 山形市双葉町二丁目2番<br>31号   | 山形市若宮一丁目5番23<br>号 |   |      |
| 株式会社多田木工製作所<br>天童市一日町四丁目2番<br>3号 | 特定福祉用<br>具販売 | 株式会社多田木工製作所ウエルランド山形店 |                   | 同 |      |
|                                  |              | 山形市双葉町二丁目2番<br>31号   | 山形市若宮一丁目5番23<br>号 |   |      |

## 山形県告示第641号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------|------------|
| 株式会社白峰<br>山形市大字大森字池ノ下252<br>番地             | 高齢者支援センター はびねす大森<br>山形市大字風間1206番2号         | 訪 問 介 護       | 平成19. 2.18 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番<br>1号           | 株式会社コムスン江俣ケアセンター<br>山形市江俣四丁目11番14号         | 訪 問 介 護       | 同 5. 1     |
| 特定非営利活動法人高齢者の<br>心身を支える会<br>山形市鉄砲町二丁目8番29号 | 特定非営利活動法人高齢者の心身を支え<br>る会<br>山形市鉄砲町二丁目8番29号 | 訪 問 介 護       | 同 5.18     |

## 山形県告示第642号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                            | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------------------|------------|
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺204番地 | スマイルやまのべ居宅介護支援事業所<br>東村山郡山辺町大字山辺1380番地 | 平成19. 6. 1 |

## 山形県告示第643号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地                      | 事業所の名称及び所在地   |               | 変更年月日      |
|----------------------------------------------|---------------|---------------|------------|
|                                              | 変更前           | 変更後           |            |
| 特定非営利活動法人あい<br>在宅福祉サービス<br>山形市旅籠町三丁目5番<br>1号 | あいケアプランセンター   |               | 平成19. 2.19 |
|                                              | 山形市七日町三丁目1番9号 | 山形市旅籠町三丁目5番1号 |            |

## 山形県告示第644号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                        | 廃止年月日      |
|----------------------------|------------------------------------|------------|
| 株式会社白峰<br>山形市大字大森字池ノ下252番地 | 高齢者支援センター はびねす大森<br>山形市大字風間1206番2号 | 平成19. 2.18 |

## 山形県告示第645号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人上山市社会福祉協議会<br>上山市石崎一丁目7番68号 | 上山市社会福祉協議会デイサービスはやま<br>上山市葉山5番70号 | 介護予防通所介護     | 平成19. 5.10 |
| 医療法人社団笠原整形外科<br>東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 複合介護健康施設しらかば<br>東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 介護予防短期入所生活介護 | 同 5.28     |

## 山形県告示第646号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                        | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地   |               | 変更年月日      |
|----------------------------------------------|-------------|---------------|---------------|------------|
|                                              |             | 変更前           | 変更後           |            |
| 特定非営利活動法人あい<br>在宅福祉サービス<br>山形市旅籠町三丁目5番<br>1号 | 介護予防訪問介護    | あい訪問介護事業所     |               | 平成19. 2.19 |
|                                              |             | 山形市七日町三丁目1番9号 | 山形市旅籠町三丁目5番1号 |            |



|                                  |                      |                      |                   |            |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|------------|
| 株式会社多田木工製作所<br>天童市一日町四丁目2番<br>3号 | 介護予防福<br>祉用具貸与       | 株式会社多田木工製作所ウエルランド山形店 |                   | 平成19. 5.16 |
|                                  |                      | 山形市双葉町二丁目2番<br>31号   | 山形市若宮一丁目5番23<br>号 |            |
| 株式会社多田木工製作所<br>天童市一日町四丁目2番<br>3号 | 特定介護予<br>防福祉用具<br>販売 | 株式会社多田木工製作所ウエルランド山形店 |                   | 同          |
|                                  |                      | 山形市双葉町二丁目2番<br>31号   | 山形市若宮一丁目5番23<br>号 |            |

## 山形県告示第647号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                                | 介護予防サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社白峰<br>山形市大字大森字池ノ下252<br>番地             | 高齢者支援センター はびねす大森<br>山形市大字風間1206番2号         | 介護予防訪問介護        | 平成19. 2.18 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番<br>1号           | 株式会社コムスン江俣ケアセンター<br>山形市江俣四丁目11番14号         | 介護予防訪問介護        | 同 5. 1     |
| 特定非営利活動法人高齢者の<br>心身を支える会<br>山形市鉄砲町二丁目8番29号 | 特定非営利活動法人高齢者の心身を支え<br>る会<br>山形市鉄砲町二丁目8番29号 | 介護予防訪問介護        | 同 5.18     |

## 山形県告示第648号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービスを次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|---------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社なの花介護サービス<br>上山市美咲町一丁目4番17号  | 株式会社なの花介護サービス<br>上山市美咲町一丁目4番17号 | 居 宅 介 護         | 平成19. 5. 9 |
| 株式会社なの花介護サービス<br>上山市美咲町一丁目4番17号  | 株式会社なの花介護サービス<br>上山市美咲町一丁目4番17号 | 重 度 訪 問 介 護     | 同          |

## 山形県告示第649号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                   | 指定年月日     |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | サポートセンターゆあーず<br>山形市江俣一丁目9番26号 | 平成19.5.30 |

## 山形県告示第650号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン江俣ケアセンター<br>山形市江俣四丁目11番14号 | 居宅介護        | 平成19.5.1 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン江俣ケアセンター<br>山形市江俣四丁目11番14号 | 重度訪問介護      | 同        |

## 山形県告示第651号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地     |              | 変更年月日    |
|--------------------------------|-----------------|--------------|----------|
|                                | 変更前             | 変更後          |          |
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1      | ほなみ荘在宅介護支援センター  | ほなみ居宅支援センター  | 平成19.5.1 |
|                                | 南陽市宮内3750番地の1   |              |          |
| 山形県手をつなぐ育成会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 万世園指定居宅介護支援事業所  | 万世園居宅介護支援事業所 | 同 5.8    |
|                                | 米沢市万世町梓山5496-12 |              |          |

## 山形県告示第652号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年6月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
白須賀土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字清水1526
- 3 認可年月日

平成19年6月7日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第653号

最上町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成19年6月6日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し（法田地区）

2 縦覧に供する場所

最上町役場

3 縦覧に供する期間

平成19年6月15日から同年7月13日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 公安委員会関係

### 規 則

探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。

平成19年6月15日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第9号

探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（報告又は資料の提出要求等）

第2条 法第13条第1項に規定する報告又は資料の提出要求は、報告（資料）提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第13条第1項の規定により、報告又は資料の提出を求められた者は、当該報告又は資料を提出するときは、提出書（別記様式第2号）を併せて提出しなければならない。

（指示の手続）

第3条 法第14条に規定する指示（以下「指示」という。）は、指示書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

（営業停止等の手続）

第4条 法第15条第1項に規定する当該営業所における探偵業についての停止命令（以下「停止命令」という。）は、営業停止命令書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

2 法第15条第2項に規定する営業廃止命令（以下「営業廃止命令」という。）は営業廃止命令書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

## (行政処分等に関する他公安委員会に対する通報)

第5条 山形県公安委員会は、指示又は営業停止命令をする事由に該当する探偵業者等の違反行為を認知した場合は、当該探偵業者が他の公安委員会に営業所の届出をして探偵業を行っているときは、当該探偵業者に係る営業所の所在地を管轄する他の公安委員会に対して、行政処分事由該当事案通報書(別記様式第6号)により、関係書類を添付して通報するものとする。

2 山形県公安委員会が営業廃止命令を行った場合において、当該探偵業者が他の公安委員会にも法第4条第1項の規定による探偵業の届出(以下「届出」という。)をしているときは、当該営業所の所在地を管轄する他の公安委員会に対して営業廃止命令書の交付に関する通知書(別記様式第7号)により通報するものとする。この場合において当該営業の廃止を命ぜられた探偵業者が山形県公安委員会に対する届出をしないで探偵業を営んでいたときは、営業廃止命令書の交付に関する通知書(無届出営業所用)(別記様式第8号)によるものとする。

3 山形県公安委員会は、死亡した者又は解散した法人が探偵業届出証明書の交付を受けている者であることを認知した場合、当該探偵業届出証明書が他の公安委員会の交付に係るものであるときは、当該他の公安委員会に対して探偵業者に係る通報書(別記様式第9号)により通報する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別記

## 様式第1号(第2条関係)

|                                              |       |            |
|----------------------------------------------|-------|------------|
| 様                                            |       | 山形公委第 号    |
|                                              |       | 年 月 日      |
|                                              |       | 山形県公安委員会 印 |
| 報 告 ( 資 料 ) 提 出 要 求 書                        |       |            |
| 探偵業の業務の適正化に関する法律第13条の規定に基づき、下記内容の資料の提出を求めます。 |       |            |
| 営 業 所                                        | 名 称   |            |
|                                              | 所 在 地 |            |
| 報 告 又 は 提 出 期 限                              |       |            |
| 要 求 報 告 の 内 容                                |       |            |
| 要 求 資 料 名                                    |       |            |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第2号 (第2条関係)

提 出 書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日山形公委 第 号により、山形県公安委員会から提出要求のあった  
下記報告資料を提出します。

| 番号 | 報告又は資料名 | 数 量 | 返還等の要否 | 備 考 |
|----|---------|-----|--------|-----|
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |
|    |         |     |        |     |

備考 資料を返還したときは、備考欄に顛末を記入すること。

## 様式第3号(第3条関係)

山形公委第 号  
年 月 日住 所  
商号、名称又は氏名 殿  
代表者の氏名

山形県公安委員会 印

## 指 示 書

探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

|         |  |
|---------|--|
| 違 反 事 項 |  |
| 指 示 事 項 |  |
| 理 由     |  |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

## 様式第4号(第4条関係)

山形公委第 号  
年 月 日住 所  
商号、名称又は氏名 殿  
代表者の氏名

山形県公安委員会 印

## 営 業 停 止 命 令 書

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 停 止 の 範 囲 |                              |
| 停 止 の 期 間 | 年 月 日から<br>( 日間 )<br>年 月 日まで |
| 処 分 の 理 由 |                              |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。



## 様式第5号(第4条関係)

山形公委第 号  
年 月 日住 所  
商号、名称又は氏名 殿  
代表者の氏名

山形県公安委員会 印

## 営業廃止命令書

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 商号、名称又は氏名             |  |
| 住 所<br>(法人の場合は事務所所在地) |  |
| 代表者の氏名                |  |
| 処分の理由                 |  |

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

|                                                                           |                          |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <p>公安委員会 殿</p>                                                            | <p>山形公委第 号<br/>年 月 日</p> |
| <p>山形県公安委員会 印</p>                                                         |                          |
| <p>行政処分事由該当事案通報書</p>                                                      |                          |
| <p>探偵業の業務の適正化等に関する法律第 条第 項に規定する行政処分事由（指示・営業停止命令）に該当する事案について次のとおり通報する。</p> |                          |
| 届出書の提出年月日                                                                 |                          |
| 商号、名称又は氏名<br>（法人は代表者の氏名）                                                  |                          |
| 営 業 所 の 名 称                                                               |                          |
| 営 業 所 の 所 在 地                                                             |                          |
| 営 業 所 の 種 別                                                               |                          |
| 広告又は宣伝する場合<br>に使用する名称                                                     |                          |
| 交 付 年 月 日                                                                 | 届出証明書番号                  |
| 法人にあつては<br>役 員 の 氏 名                                                      | 法人にあつては、役員の住所、生年月日及び本籍   |
| （代表者）                                                                     |                          |
|                                                                           |                          |
|                                                                           |                          |
| <p>違反行為等をした者に関する事項</p>                                                    |                          |
|                                                                           |                          |
| 違反行為が行われた年月日                                                              |                          |

違反行為等の内容

| 事 案 名 | 罪 名 |
|-------|-----|
|-------|-----|

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 検 挙<br>年 月 日 | 送 致 年 月 日<br>送 致 検 察 庁 |
|--------------|------------------------|

添付書類の目録

取扱者

山形県警察本部生活安全企画課

階級

氏名

印

警電

様式第7号（第5条関係）

公安委員会 殿

山形公委第 号  
年 月 日

山形県公安委員会 印

営業廃止命令書の交付に関する通知書

下記の者に対して、探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項に規定する営業廃止命令を次のとおり行ったので通報する。

|                     |                         |       |
|---------------------|-------------------------|-------|
| ア<br>探偵業に係る届出証明書の項目 | 届出書の提出年月日               |       |
|                     | 商号、名称又は氏名<br>(法人は代表者氏名) |       |
|                     | 営業所の名称                  |       |
|                     | 営業所の所在地                 |       |
|                     | 営業所の種別                  |       |
|                     | 広告又は宣伝する場合に<br>使用する名称   |       |
|                     | 交付年月日                   |       |
|                     | 届出証明書番号                 |       |
| 営業廃止命令の原因となった事実     |                         |       |
| 営業廃止命令年月日           |                         | 年 月 日 |
| 営業廃止命令の内容           |                         |       |

別記様式第8号（第5条関係）

|                                                                                                      |                                 |                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| <p>公安委員会 殿</p>                                                                                       | <p>山形公委第 号<br/>年 月 日</p>        |                                   |
| <p>山形県公安委員会 印</p>                                                                                    |                                 |                                   |
| <p>営業廃止命令書の交付に関する通知書（無届出営業所用）</p> <p>下記の者に対して、探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項に規定する営業廃止命令を次のとおり行ったので通報する。</p> |                                 |                                   |
| <p>イ<br/>無届出の探偵業に係る項目</p>                                                                            | <p>商号、名称又は氏名<br/>（法人は代表者氏名）</p> |                                   |
|                                                                                                      | <p>営業所の名称</p>                   |                                   |
|                                                                                                      | <p>営業所の所在地</p>                  |                                   |
|                                                                                                      | <p>営業所の種別</p>                   |                                   |
|                                                                                                      | <p>広告又は宣伝する場合に<br/>使用する名称</p>   |                                   |
|                                                                                                      | <p>法人にあっては、その役員の<br/>氏名及び住所</p> | <p>氏名<br/>住所</p> <p>氏名<br/>住所</p> |
| <p>営業廃止命令の原因となった事実</p>                                                                               |                                 |                                   |
| <p>営業廃止命令年月日</p>                                                                                     |                                 | <p>年 月 日</p>                      |
| <p>営業廃止命令の内容</p>                                                                                     |                                 |                                   |

様式第9号 (第5条関係)

公安委員会 殿

山形公委第 号  
年 月 日

山形県公安委員会 印

探偵業者に係る通報書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項に基づく届出証明書の交付を受けている探偵業者について下記事案を認知したので通報する。

|              |                          |          |           |  |
|--------------|--------------------------|----------|-----------|--|
| 届出証明書交付の探偵業者 | 届出書の提出年月日                |          |           |  |
|              | 商号、名称又は氏名<br>(法人は代表者の氏名) |          |           |  |
|              | 営業所の名称                   |          |           |  |
|              | 営業所の所在地                  |          |           |  |
|              | 営業所の種別                   | 1 主たる営業所 | 2 その他の営業所 |  |
|              | 広告又は宣伝する場合に<br>使用する名称    |          |           |  |
|              | 交付年月日                    |          | 届出証明書番号   |  |
| 通 報 内 容      |                          |          |           |  |
|              |                          |          |           |  |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成18年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 事業実績

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 加入都道府県市区町村会員数 | 709                |
| 加入戸数          | 843,001戸           |
| 共済委託契約金額      | 7,511,809,878,000円 |
| 火災共済掛金        | 1,008,826,395円     |
| 被災戸数          | 460戸               |
| 火災共済給付金       | 393,510,652円       |
| 特定給付金         | 15,350,690円        |
| 復興建築助成戸数      | 115戸               |
| 復興建築助成金       | 51,982,005円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 2,789戸             |
| 住宅災害見舞金       | 41,973,000円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 107                |
| 住宅防火施設整備補助金   | 48,096,100円        |

### 2 収支計算

#### (1) 収入

|           |                |
|-----------|----------------|
| 火災共済掛金収入  | 1,008,826,395円 |
| 建物管理の部収入  | 44,055,982円    |
| その他の収入    | 2,834,643,512円 |
| 当期収入合計(A) | 3,887,525,889円 |
| 前期繰越収支差額  | 53,798,324円    |
| 収入合計(B)   | 3,941,324,213円 |

#### (2) 支出

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 事業費               | 692,350,264円   |
| 管理費               | 153,486,282円   |
| 建物管理費             | 25,894,669円    |
| 特定資産等取得支出         | 2,466,757,940円 |
| 当期支出合計(C)         | 3,338,489,155円 |
| 当期収支差額(A) - (C)   | 549,036,734円   |
| 次期繰越収支差額(B) - (C) | 602,835,058円   |

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 試験の日時及び場所

| 日             | 時               | 場 所           |
|---------------|-----------------|---------------|
| 平成19年8月24日(金) |                 | 山形市香澄町三丁目4番5号 |
|               | 午前10時30分から12時まで | 山形国際ホテル       |

### 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験

- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 3 受験手続

受験願書を平成19年6月29日(金)から同年7月20日(金)までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること(郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)

### 4 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課(電話023(630)2332)又は最寄りの保健所に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
平成19年6月15日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日 時

平成19年9月7日(金) 午前11時から

#### (2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室

### 2 試験を実施する職種及び科目

#### (1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

#### (2) 科 目

指導方法

### 3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

### 4 受験手続

受験申請書を平成19年8月6日(月)から同月17日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成19年8月6日(月)から同月17日(金)までの消印のあるものを有効とする。)

### 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、牛海綿状脳症スクリーニング検査キットの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年6月15日

山形県村山総合支庁産業経済部

家畜保健衛生課長 新 関 博 夫

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字漆山736番地 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課 研修室

(2) 日 時 平成19年7月13日(金) 午後2時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量

牛海綿状脳症スクリーニング検査キット 3,648検体

(2) 調達をする物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法



192検体当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 牛海綿状脳症スクリーニング検査キットの販売元又は総代理店と代理店契約を締結していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字漆山736番地 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当 電話番号023(686)4410

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を1キット当たりの検体数で除した数を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成19年6月29日(金)午後3時までに山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、これに応じるものとする。

イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書

ロ 3の(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

平成19年6月15日印刷  
平成19年6月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056